

保健師、助産師、看護師、准看護師、
歯科衛生士、歯科技工士の皆さまへ

業務従事者届を ご提出ください。

業務従事者届について

関係法令により、12月31日現在の氏名、住所等の事項を、2年ごとに就業地の都道府県知事へ届け出ることが義務付けられています。

業務従事者届用紙の配布・提出について

★配布について★

届出用紙は、保健所で配布します。就業地を所管する保健所にお尋ねください。また、東京都福祉保健局医療政策部医療人材課のホームページからダウンロードすることができます。

★提出について★

令和5年1月16日（月曜日）までに就業地を所管する保健所へご提出ください。就業先で取りまとめる場合は、就業先へご提出ください。



＜お問合せ＞

東京都 福祉保健局 医療政策部 医療人材課 免許担当
電話 03-5320-4434（直通）